

品川区立家庭あんしんセンター指定管理者候補者の公募について

1. 趣旨

品川区立家庭あんしんセンターは平成14年9月に開設し、母子家庭に対する自立生活支援および子育て家庭に対する育児支援を目的とする施設である。

本施設は地方自治法の改正を受け平成18年4月1日以降、指定管理者制度を導入している。本施設は令和8年3月31日を持って指定期間を満了するため、「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」に基づき、次期指定期間の指定管理者候補者を公募する。

2. 指定管理者が管理を行う施設の名称、所在地

- (1) 名 称 品川区立家庭あんしんセンター
- (2) 所在地 平塚2丁目12番2号

3. 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

4. 指定管理者が行う管理運営業務

- (1) 母子生活支援施設「ひまわり荘」の施設運営および事業の実施に関すること。
- (2) 子育て支援センター事業の実施に関すること。
- (3) 子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業の実施に関すること。
- (4) ファミリー・サポート・センター事業の実施に関すること。
- (5) 利用料金の徴収に関すること。
- (6) 施設および設備の維持および修繕に関すること。

5. 指定管理者候補者の選定

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式により指定管理者候補者を選定する。

(2) 選定委員会の設置

候補者の選定にあたっては、「品川区立家庭あんしんセンター指定管理者候補者選定委員会」を設置する。

(3) 選定基準

指定管理者の選定にあたっては、次に掲げる事項を選定基準とする。

- ① 利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること
- ② 公の施設の適切な維持管理および管理に係る経費の縮減を図るもの

であること

- ③ 公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること
- ④ 公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること

6. 今後の予定

令和7年	9月	公募要項の公表 説明会の開催
	10月	指定管理者候補者選定予備委員会の開催
	11月	指定管理者候補者選定委員会の開催・設定
	12月	指定管理者の指定議案提出・議決
令和8年	3月	指定管理業務の協定締結
	4月	指定管理業務開始